

# 業務指示書

## タイ国バンスー駅周辺整備推進に向けたスマートシティ構想

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年8月22日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年8月27日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません

( ) 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(常務)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市開発、事業計画、不動産開発、駅周辺開発にかかる各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

( ) 若手加点の対象としない

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／事業構想）】

- 1) 類似業務の経験：不動産開発/駅周辺開発にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

##### 4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 事業スキーム分析（官民連携、資金調達枠組み等）／投資分析】

- 1) 類似業務の経験：不動産投資/インフラ投資にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年8月31日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

・本邦業界説明会の会場費用

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(THB1 = 3.33781 円, US\$1 = 111.049 円, EUR1 = 129.769 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションの実施日時は

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 9月6日(木) 13:45 ~ 16:15

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 208会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／事業構想

事業スキーム分析（官民連携、資金調達枠組み等）／投資分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.01 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年9月18日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

① コンサルタント等の法人としての経験・能力

② 業務の実施方針等

③ 業務従事予定者の経験・能力

④ 若手育成加点\*

⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること  
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
- イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)
- イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

- 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定される日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。  
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、ネットワーク事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構によるネットワーク事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表  
タイ国バンサー駅周辺整備推進に向けたスマートシティ構想

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(50.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	23.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	22.00	
(3) 要員計画等の妥当性	5.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(27.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/事業構想	(22.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	11.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	0.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	0.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(9.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力：事業スキーム分析(官民連携、資金調達枠組み等)/投資	(13.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



## 2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

タイ政府は、中進国の罫からの脱却を図るべく、中長期的な経済社会ビジョンとして「Thailand 4.0」を標榜し、自動車、電子電機、石油化学等の製造業を中心とした経済（Thailand 3.0）から、次世代運輸、スマートエレクトロニクス、再生エネルギー、最先端医療など、知識、創造、イノベーションを活用した、持続的な付加価値を創造できる経済社会への移行を目指している。上記を踏まえ、タイ政府は、スマートシティ開発や鉄道沿線都市の TOD 開発の推進を掲げ、その推進主体としてスマートシティ委員会を設立した（委員長：プラジン副首相）。この中でタイ国有鉄道（以下、SRT という）が所有するバンスー駅周辺地区（約 100ha）が推進対象地区に挙げられており、アーコム運輸大臣を議長とするバンスー地区再開発 PMO（Project Management Office）が近く設立予定である。

バンコク都は約 1,073 万人（2016 年）の人口を擁し、一人当たりの GRDP は 376,463 バーツと、タイ国民一人当たり GDP193,394 バーツの約 2 倍となっており、タイの経済社会をけん引している。バンスー地区には約 2500 世帯 1 万人が居住しており、CBD（中心業務地区）であるシーロム地区から 10 km 圏内、スワンナプーム国際空港から 35km、ドンムアン空港から 14km の位置に立地し、都市鉄道、在来線等公共交通の拠点ともなる地区であることから、今後、都市業務機能集積拠点及び鉄道交通交流拠点としても開発されていくことが期待されている。

かかる背景のもと、JICA は 2017 年に「バンスー地区再開発計画に係る情報収集・確認調査」を実施し、同地区の一体開発構想に係るコンセプトを提案している。

### 2. 課題の概略及び先方政府、日本政府、JICA の対応

タイ政府は、Thailand 4.0 を具現化する政策の一環として、スマートシティ開発の推進を掲げており、運輸、エネルギー、生活、政府、金融などを具体的な分野として挙げているが、定型的な開発手法が存在するわけではなく、スマートシティ開発を担う組織もそのノウハウを十分に有していない。

日本政府はこれまで、日タイ政府間協議や国土交通省都市局によるワーキンググループの開催等を行い、バンコク都における都市開発を支援してきた。また、JICA は SATREPS 案件や技術協力を通じて、交通渋滞改善や、未来型都市の計画策定等を支援しているほか、円借款を通じて都市鉄道レッドラインの整備を進めており、都心側始発駅であり一大ターミナルとなる予定であるバンスー駅の周辺地区につき、2017 年 3 月から「バンスー地区再開発に係る情報収集・確認調査」を実施、同年 12 月に同地区再開発構想をタイ側に提出した。

開発事業は当該地区の土地所有者である SRT が施主となり、提案内容であるゾーニング案などは現在タイ側で閣議承認手続きが進められるなど、同地域の開発についてタイ側の関心が大きい。

### 3. その他民間企業、ドナーの動き

タイ国内各所においてスマートシティ開発の検討が始まっているが、多くはバンスー地区と比較すると小規模な工業団地敷地内の開発である（アマタ社など）。バンスー地区に本社を構える PTT（タイ石油公社）も独自にスマートシティ開発に係る検討を

開始しており、将来的な連携も見据えて、本調査では初期段階から意見交換を行なっていく必要がある。なお、世界銀行やアジア開発銀行など他ドナーによる支援の動きは見られない。

#### 4. 業務の目的

##### (1) 業務の目的

本調査は、2017年12月に完了した上述の情報収集・確認調査の結果を踏まえ、鉄道整備との一体開発および約100haの敷地での段階開発を通じて、Thailand4.0を代表するような先進的スマートシティ開発計画としての具体的なインフラ整備や、空間整備を含む不動産開発計画の検討を中心に、現地事情に即した事業投資計画の策定に資する情報収集・分析及び考察を行うものである。また、事業運営や各ユーティリティの実施・維持管理体制について先方機関と協議を行い、実施・維持管理体制の確立を支援するものである。

具体的には、JICAが2017年12月に調査を終了しタイ側に提出した結果がタイで閣議承認される見込みとなっているなか、閣議承認後にタイ側がバンスー地区のスマートシティ開発事業に着手し軌道に乗るまでの具体的道筋および事業投資に結び付けられる提案を行うことを念頭に、前回調査の提案である、「バンスー地区全体の付加価値を上昇させる一体開発戦略をベースに、タイ政府、SRT、民間が連携し、体系的な開発とするための三期に分けた段階開発（短期：2022年、中期：2027年、長期：2032年）」を素案として、スマートシティ開発の観点から前回調査結果をさらに発展させ、先進的な技術や知見を活かした構想を作成する。

なお、日タイ政府間協議及び国土交通省のワーキンググループの成果も踏まえ業務を行うこととする。

##### (2) 受益者

タイ国民／バンコク首都圏 市民（約1,073万人）

##### (3) タイ側カウンターパート機関

###### ・主要機関

タイ国有鉄道（State Railway of Thailand: SRT）

運輸省交通政策・計画局（Office of Transport and Traffic Policy and Planning: OTP）

###### ・関係機関、連携が想定される機関

バンスー再開発 PMO（Project Management Office）

バンコク都庁（Bangkok Metropolitan Administration: BMA）

エネルギー省

デジタルエコノミー省

タイ石油公社（PTT）

##### (4) 本調査に関連する我が国の主な支援活動

<国土交通省>

平成28年度 タイにおける TOD 型都市開発の案件形成推進調査業務

<JICA>

- ・バンコク地下鉄建設事業（Ⅰ）～（Ⅴ）（1996年～2004年）
- ・バンコク大量輸送網整備事業（パープルライン）（Ⅰ）（Ⅱ）（2008年～2016年）
- ・バンコク大量輸送網整備事業（レッドライン）（Ⅰ）～（Ⅲ）（2009年～）
- ・バンコク－チェンマイ高速鉄道整備事業準備調査（2015年～）
- ・鉄道分野支援（有償資金協力専門家）（2016年～）
- ・バンスー地区再開発に係る情報収集・確認調査（2017年）

## 5. 業務対象地域

- ・バンコク都 バンスー駅周辺（バンスー区及びチャトゥチャック区、約100ha）  
別添2の色づけされた地域を「バンスー地区」と定義する。

## 6. 業務の範囲

本業務受注コンサルタント（以下「コンサルタント」とする）は上記「4. 業務の目的」を達成するために下記「7. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、下記「8. 業務の内容」に示す事項を実施し、下記「9. 成果品」に示す報告書を作成する。

## 7. 業務実施上の留意点

### （1）本調査の実施体制

#### ア) タイ側の実施体制

本調査対象地区の土地の所有者である SRT および SRT を管轄する運輸省、運輸省内で交通政策策定を担う OTP などを主要機関として調査を実施する。なお、SRT は近く不動産管理の子会社を立ち上げる予定であり、その場合は SRT 子会社も主要機関として扱うこととする。バンコク都庁（BMA）等を関係機関とし、関連する都市インフラ事業の関係省庁及び公社等に対しても、情報収集・意見交換を行うものとする。事業計画の検討にあたっては、必要な機関を随時追加し、開発推進に向けて関係機関の連携強化に向けた提案を充実するための情報収集を行う。

コンサルタントは、タイ政府の関係機関と密に調整を行い、コンセンサスを得ながら調査を進めることとする。このプロセスを円滑に進めるための留意・配慮すべき点について、プロポーザルにて明記すること。

#### イ) 日本側の実施体制

本調査の進捗及び成果は、事業としての実現可能性を検討するために、外部有識者（不動産開発及び事業投資計画分野、省エネルギー分野を想定）に共有し、バンスー地区再開発における上記分野の知見・経験を活用する。また、官民一体での海外での環境共生型都市開発事業の推進を目的として設立された一般社団法人海外エコシティプロジェクト協議会（J-CODE）や個別ヒアリングを通じて本調査の進捗及び成果の共有、バンスー地区再開発における本邦企業の関心分野や本邦技術活用等について意見聴取・検討を行うものとする。タイ側への提案内容を作成する際には、本邦企業にとっても魅力ある内容が含まれるよう留意する。

さらに、2018年9月中旬以降、JICAの長期専門家(2年間)として、都市開発専門

家が SRT に派遣される予定である。本調査と都市開発専門家の業務とが相乗効果を生むよう、同専門家の TOR を検討中である。コンサルタントは同専門家と連携し、効率的かつ効果的な業務を行えるよう努めることとする。

## (2) 本調査における検討のポイント

本調査で検討を進める際には、以下の点に留意すること。

### ア) タイ側の開発計画の最新の検討状況

タイ政府及び民間企業がそれぞれ実施しているバンスー再開発に関する調査や計画、提案事業の有無内容について先行調査において情報収集を行ったが、その後の進捗や内容の変更有無、新たな調査結果の有無等について情報の更新を行う。また、Thailand4.0 に関連するスマートシティ開発のタイ国内の動向について、政府及び民間企業（外国企業によるものを含む）、公社等の事業方針、事業計画、関連事業（計画、実施中、実施済みを含む）を把握し、事業実施体制・資金調達、関連税制、実現上の課題分析までを行う。

また、調査開始後 2 週間を目途に、現在のバンスーにおけるタイ側の所掌(各ユーティリティにおける実施体制、維持管理体制、予算管理体制、各機関の所掌範囲など)を整理するとともに、タイの現行の法の範囲内で、どのようにその所掌を修正すればより円滑な事業運営が可能となるか検討し案としてまとめ、JICA に報告すること。なお、JICA に報告する時点では先方と内容について合意する必要はない。

### イ) タイ側への提案内容

本調査では、タイ側が今後進める具体の投資計画作成のベースとなるインフラ施設整備計画の提案や各段階の事業実施体制や資金調達に係る論点の抽出等を行い、バンスー再開発を具体的に進めるためのタイ政府関係者間のイメージを固め、調査後にタイ側のイニシアチブにおいて入札や開発が行われていくことを目指している。については、前回調査の結果に新たに打ち出された Thailand4.0 を踏まえて、タイ、バンコク都にふさわしい先進都市作りとしてのバンスー地区再開発を進めるための政府内合意形成を促進させ、適切な実施・維持管理体制の提案と実現をフォローする。そのため、対象地区内の各ゾーン単位での開発計画を今後進めていくにあたり、好立地ながらも既存施設等で分断されている一体地区の効率的な開発を進めるための基本構想と事業概略計画、段階開発における事業推進体制と資金調達の枠組みに関する基礎資料を作成する。

なお、本調査では、対象地区内の各ゾーン単位での地区計画を実際に作成することは想定していない。また、日本は各ゾーンの開発計画・事業計画が具体的に進展した場合でも、入札図書等の作成には関与しない。一方で、本調査結果をもって、タイ側が必要な入札図書の準備を行えば入札手続きを進められるよう、必要な情報収集およびスマートシティの具体的な実現方法については精緻な検討を行い、入札の進め方などについてタイ側に示唆すること。

### ウ) 民間投資に係る検討

バンスー地区の再開発を PPP や土地を担保とした資金動員スキームを活用して進める意向を有すタイ政府に対して、昨年度調査で得られた結果を踏まえ、具体的に実施されたタイ国内での事例を比較分析し、大規模都市再開発事業における各種 PPP 手法や政府資金と民間資金との組合せ（官民連携）、とくに段階開発における補助金



や公共投資と投資家（戦略的投資家、金融投資家）・ファンド等の組み合わせについて課題を整理し、提言をまとめることとする。主要機関及びタイ政府が具体的に事業推進に取り組めるような、現実的かつ実行的な投資計画の規模、資金調達の見途を見せることが肝要である。なお、本調査は、調査後に日本の公的資金導入によるさらなる支援を想定して行うものではなく、タイ側のイニシアティブによって投資家などを巻き込み民間資金による開発がなされることを期待するものである点に留意すること。

同時に、ASEAN を中心に近隣国での PPP の事例を参照し、比較分析を行う。上記（イ）の提案内容でまとめる事業規模感に留意し、中長期的な資金調達計画も念頭に置くこと。また、グローバルな投資資金が国境を跨いで投資対象を選別している状況に鑑み、民間資本にとって何故 ASEAN/アジア地域の中でバンサー地区のスマートシティに投資すべきなのか、という視点が重要であり、本調査において提案されるインフラ整備構想及び空間計画とも整合性のある資金調達の枠組みを提示すること。

政府資金及び民間資金の動員にあたっては、現実的な事業投資スキームを分析・検討し、提案すること。

#### エ) 大規模都市再開発に資するインフラ整備の提案について

Thailand4.0 コンセプトを十分に踏まえ、アジア域内でも最先端なスマートシティであるべきバンサー再開発を支えるための地区内インフラ整備及び広域インフラとの接続について、タイでも 2022 年に商用化が見込まれている第 5 世代移動通信システム（以下、「5G」）を含む先進的な技術を多分に活用した「Connected City」を十分に意識し、低環境負荷で災害にも強い近未来の都市作りのイメージや具体的事業の計画が把握できるよう、あくまで例としてだが、次のようなインフラの導入について情報収集を行う。また導入に当たっての戦略的優先順位、課題（各インフラ整備のタイミング、他インフラとの調整にあたって必要な事項の把握、等）について分析結果をまとめる。また、本邦企業が参入できる余地を探り、そのための資金調達方法等についても検討を行うこと。

- ・ 高効率電熱供給設備（コジェネ、燃料電池等）や中圧ガス管、機能的共同溝、再生可能エネルギー
- ・ ZEB(Net Zero Energy Building)の導入などの個別要素
- ・ 個別要素を、5G を含む情報通信技術（ICT）を使い最適制御し、熱・電気を効率的に供給する「スマートエネルギーネットワーク」
- ・ 自動運転を活かした公共バスサービス、チケットングや料金徴収等に係るシステム、域内移動網のネットワーク化による人流、物流の効率化
- ・ 5G を利活用した次世代型先進医療施設を核とした、Thailand4.0 における戦略的ターゲット産業のひとつである「医療ハブ」の整備
- ・ ICT、次世代通信網、ドローン等の先進的技術の導入による先進 IOT コミュニケーションサービスの提供、行政サービス、暮らしの利便性の向上

対象地区における従来型の街づくり、駅前・周辺整備の枠に捉われず、先進的技術が活かされる形での構想・計画となるよう留意されたい。また、導入が考えられうる技術・知見について、現時点での案をプロポーザルにて示すこと。調査の結果、プロポーザル時の提案と異なる技術・知見の提案を行うことを妨げるものではない。

なお、本事業で提案・導入した技術が将来的には先進的技術ではなくなる可能性について十分に留意し、都度最新の技術導入が行えるような構想となるよう留意すること。

と。

#### オ) 空間計画の検討

昨年度調査で検討した社会経済フレームと基本コンセプトをベースに上記(エ)で示す基盤インフラを踏まえ空間計画の見直しを行う。また、(エ)に併せて、考えられうる空間計画について、現時点での案をプロポーザルにて示すこと。調査の結果、プロポーザル時の提案と異なるコンセプトの提案を行うことを妨げるものではない。バンサー地区の包括的な再開発イメージを関係者間で共有できるよう、空間計画の示し方には工夫を取り入れること。

#### カ) 実施体制の検討

マーケット主導の外国資本誘致型の再開発に傾倒しないような実施体制を検討する。近年の行き過ぎた観光地化がもたらす地域の変容にも留意し、タイ、バンコク都にふさわしい都市圏空間の再生と都市経営の手法として、タイの文化社会にも留意できるような取り組みを可能とする方策、その方策を支える実施体制を検討する。実施体制については、既存の複数の関係機関から人員を集める形で新規の事業体設立を提案するのか、新規に事業体を設立することはせずに現在の分掌を整理することで対応することを提案するのは問わない。ただし、今後の事業推進スケジュールを念頭に、実現可能なレベルでの提案を行うものとし、事業化までのロードマップを明示すること。

### 8. 業務の内容

上記「7. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案する。

#### 1) 事前準備及びインセプション・レポートの作成、協議

既存の関連資料、関連調査、データを整理し、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。それらを踏まえインセプション・レポートを作成し、内容に関し JICA の承認を得る。

現地渡航後速やかにカウンターパート機関及び関係機関とインセプション・レポートの協議を実施する。

#### 2) 既存の開発計画、関連調査、対象地域の現況のレビュー

前回の基礎情報収集調査をレビューし、ことにタイ全土やバンコク都における大規模都市開発、スマートシティ開発事業最新情報についてアップデートを行う。バンサー地区開発の結果の人口増や、人口増に伴う地価上昇などを定量的に踏まえた上で、提案内容の合意・承認に係るタイ側判断の一材料とするためのマクロ・ミクロ経済の観点から検討を行う。

また、タイ近隣諸国を中心しつつアジアでのスマートシティ開発においては、その事業コンセプト、官民連携の形態、市場での評価等について事例を調査・把握し、効率的なスマートシティ事業構想、適用技術、先進的な技術・知見の活用について比較分析を行う。これにより、タイにおけるスマートシティの将来の優位性たり得る視

点を提示する。(タイ以外の事例については机上調査のみとする)。

### 3) 都市開発・市街地整備、不動産開発及び関連法・制度の課題整理

既存の調査結果をレビューし、政策決定者、都市計画策定者、鉄道事業者、開発事業者、インフラ事業者、投資家等の様々な立場の視点から、スマートシティ開発を行う上で、既存法・制度のなかで対応可能な事項、既存法・制度の一部改訂等で対応可能な事項、新規法・制度の策定が必要な事項をそれぞれ整理する。そのために、タイ国及びバンコク都における都市開発、市街地整備、不動産開発及び関連法・制度の課題を洗い出しの上、必要となる法・制度等について確認する。関連事業者へのヒアリングを十分に行うことが求められる。

### 4) スマートシティ開発を軸とした Bansu 地区の事業構想デザインの作成

Bansu 地区のスマートシティ開発構想等の検討に必要な項目を作成する。検討の際、タイ側関係者とのワークショップ等を適宜開催し、成果を反映するものとする。現時点での検討項目(案)をプロポーザルにて提案すること。なお、以下の項目は必ず検討項目に含めること。

- ・ 開発ビジョン(基本コンセプト、キャッチフレーズ)
- ・ 構想図(ビジョンをより具体化し、詳細な解説を加えた図に落とし込んだ絵姿)
- ・ 都市機能と空間形成を支えるためのインフラを地図上で示した空間計画
- ・ 対象地域内でのエネルギー需要種別、各建物・プラントのエネルギー供給情報を特定の上、費用対効果と併せ分析
  - ① 高効率型地域電熱供給設備(コジェネ、燃料電池等)
  - ② 機能的共同溝
  - ③ スマートエネルギーネットワークの指令塔となるエネルギー一括管理システム
- ・ 道路交通、中心街路配置
- ・ 5Gを含む情報通信インフラ・周波数計画
  - 防災、BCP、遠隔医療・教育、自動運転走行等に必要なインフラの考え方
- ・ 移動動線
  - Bansu 駅へのアクセス、歩行導線
  - 周辺駅への接続、アクセス
- ・ 投資計画
  - 段階開発に応じた資金調達の手組み
  - 公共投資・補助金と民間投資家(戦略的投資家、金融投資家)等、開発段階ごとの適切な組み合わせ整理

### 5) Bansu 地区の事業構想デザインに基づいた開発計画コンセプトに係る検討項目の作成

昨年度調査で作成した Bansu 地区スマートシティ開発地区計画ビジョン(案)および構想(案)を改訂し、優良点および懸念点について改めて検討を行う。

構想案は、具体的データに基づき、事業規模や資金規模、事業期間、実施体制等のイメージを喚起させるものとし、これにより、タイ政府関係者の合意形成の促進に資することを旨とする。

検討後、複数の開発シナリオを選択肢として用意した上で、タイ側関係者及び日本側関係者と協議行う。なお、タイ側との協議の前には、JICA にビジョン（案）及び構想（案）を提出し、内容の確認を取ること。また、構想(案)の内容について、現時点での案をプロポーザルにて示すこと。調査の結果、プロポーザル時の提案と異なる構想の提案を行うことを妨げるものではない。

#### 6) インテリム・レポートの作成、協議

調査中間時点での結果をインテリム・レポートとして取りまとめ、日本側に説明及び協議し、コメント等を反映する。またコメント等反映後、JICA とともに、タイ側カウンターパート機関及びその他関係機関に説明及び協議する。

#### 7) バンスー駅周辺整備推進に向けたスマートシティ構想にかかる事業費の試算、資金調達、事業実施体制にかかる検討

上記 5) で提案する開発のビジョン（案）及び構想（案）について、事業費試算、資金調達にかかる検討を行う。二次情報で得ることができない情報の収集やボーリング調査などの精緻な検討を行う必要はないものの、タイ政府にとっては、数字の裏付けが事業実施判断基準として必要であるため、二次情報として得られるもの及び本調査で得られた情報を活用し、提案するシナリオについて定量的な根拠を提示すること。また、どのような情報を定量的に提示するかについては、タイ側カウンターパート機関の要望を踏まえつつ、検討を行うこと。

事業実施体制については、調査終了後に実際に SRT あるいはそのほか事業者がバンスー地区を入札にかけ、事業を進めていくために必要と考えられる推進体制及び実施手法を検討し、タイ側カウンターパート機関と協議する。具体的には、推進体制には、MP レベルの計画策定から事業実施に至るプロセス・関係機関の役割分担等を含み、実施手法には予算措置や民間投資の活用などの事業化に向けた手法を含む。なお、タイ側との協議の前には、JICA に推進体制（案）、実施手法（案）を提出し、内容の確認を取ること。

#### 8) 事業構想および構想実現までのロードマップ

上記 7) の検討結果を踏まえ、例えば、バンスー地区を特別区として指定し規制緩和を行うなど、官が行うべき事項を整理したうえで、官民を含めた事業実施機関、事業・投資規模、財源、事業進捗、留意点等を確認し、事業構想（案）を提示する。加えて、SRT などタイ側の官の具体的行動のためのアクションプラン（案）を作成する。事業構想（案）は、タイで可能なスマートシティ開発に関し、将来の比較優位性・強みにつながるストーリーを検討し、併せてバンスー駅周辺整備の一体・段階計画をタイムフレームワークに落とし込み、段階ごとに投資家が入るタイミング等も含め大まかなスケジュール感を掴めるものを作成する。

#### 9) 本邦都市インフラ輸出に関する技術適用可能性の情報収集、検討

本邦都市インフラ輸出に関し、適用可能な本邦技術の情報収集とバンスー地区開発への導入検討を行う。

#### 10) 本邦招へいの効果的な活用

本調査に付随して、タイ側政策決定者の理解促進及び関係機関の連携強化を目的として本邦への招へいを実施する。先方のキーパーソンを整理・確認した上で、JICAとも前広に相談の上、先方との調整を踏まえて実施すること。なお、招へいプログラムについては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」に記載の「実施業務」「受入業務」「監理業務」のうち、コンサルタントは「実施業務」のみを担当する。想定される研修内容は以下の通り。

対象人数：局長レベル3名

期間：5日間程度（移動日を含めると7日間）

#### 11) 本調査に関連する本邦業界説明会の開催支援

バンサー駅周辺整備のコンセプト等を本邦業界関係者に周知するため、説明会を開催する。コンサルタントは本邦、タイそれぞれにおいてそれぞれ1回の説明会の実施を支援（説明会の運営、説明資料作成及び想定質疑応答要領作成、説明会での説明等）すること。会場借り上げに係る費用は別見積りとする。

開催予定時期： 2019年1月下旬(バンコク) 2月上旬(東京)

内容： バンサー駅周辺整備、スマートシティ構想、そのコンセプト

参加者： 政府関係者、バンコク都庁関係者、外部有識者、学識関係者、  
関心を有する本邦企業等

人数： 各200名程度

会場： ホテル等の外部会場を借り上げ

時間： 2時間程度

#### 12) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、協議

上記調査の全体成果をドラフト・ファイナル・レポートとして取り纏め、タイ側関係者・日本側関係者と協議し、コメントを取り付ける。

#### 13) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポート提出から1ヶ月を目途に、タイ側および日本側からのコメントを踏まえ、ファイナル・レポートを作成する。

### 9. 成果品等

次に示す報告書を作成し、JICAに提出する。各報告書のカウンターパート機関への説明及び協議に際しては、事前に報告書(案)を作成しJICAに提出及び説明の上、その内容について了承を得ること。JICAからコメントがあった場合には、コメントを反映した報告書(案)をもってJICAと再度協議を行い、カウンターパート機関に提出する。最終的にカウンターパート機関からのコメントも反映したものをJICAに提出する。本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとする。なお、報告書(案)を事前に確認するための十分な時間的余裕を見込むこと。各報告書の内容に修正が生じた場合は、速やかに対応を図ること。

(1) 調査報告書

1) インセプション・レポート (IC/R)

- ・記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
- ・提出時期：調査開始後 15 日以内（現地調査開始前）
- ・部 数：英文 20 部（うちタイ政府へ 15 部）（簡易製本）
- ・電子データ：上記報告書の PDF

2) インテリム・レポート (IT/R)

- ・記載事項：調査の中間結果
- ・提出時期：2019 年 1 月末日
- ・部 数：英文 20 部（うちタイ政府へ 15 部）（簡易製本）
- ・電子データ：上記報告書の PDF

3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

- ・記載事項：本調査の全体成果（冒頭に要約を添付）
- ・提出時期：2019 年 5 月中旬
- ・部 数：英文 20 部（うちタイ政府へ 15 部）、和文 10 部（全て簡易製本）
- ・電子データ：上記報告書の PDF

4) ファイナル・レポート (F/R)

- ・記載事項：ドラフト・ファイナル・レポートへのコメントに対応して必要な修正を行ったもの
- ・提出時期：2019 年 6 月下旬
- ・部 数：英文 20 部（うちタイ政府へ 15 部）、和文 10 部（全て製本）
- ・電子データ：CD-R3 部（うち、タイ政府へ 1 部）

なお、英語版ファイナル・レポートの巻頭には 10 ページ程度にとりまとめた英語版の要約およびタイ語版の要約を含めること。和文版ファイナル・レポートの巻頭には、10 程度にとりまとめた日本語での要約を含めること。

また、カウンターパート機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要なプレゼン資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積りに含めるものとする。

(2) 映像資料

事業概要が分かる 3 分程度の映像資料を作成すること。構成については JICA と事前に相談すること。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、5 日程度のうちに JICA に提出すること。

2) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

- ・記載事項：共通仕様書の規定に基づく
- ・提出時期：契約締結後 10 日以内
- ・部数：和文 10 部（簡易製本）
- ・電子データ（PDF）

### 3) 調査活動報告書

共通仕様書記載のコンサルタント業務従事月報（業務日誌を含む）を翌月 5 日までに JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付すること。

### 4) 収集資料、デジタル画像集

本調査を通じて収集した資料及び記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象サイトの現状が明確に把握できるものを収め、簡単なキャプションをつける。なお、提出に当たっては「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付すること。写真の著作権については JICA に帰属するものとする。JICA は広報用素材として各種媒体への活用を想定している。

- ・提出時期：ファイナル・レポート提出時
- ・部数：CD-R 3 枚（jpeg ファイル形式）

### 5) 業務実施報告書

ファイナル・レポート（調査結果を中心とした記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期間内に JICA に提出する。

- ・記載事項：
  - ①最終報告書の概要
  - ②活動内容（調査）・調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
  - ③業務実施運営上の課題・工夫・教訓（現地活動体制等）
  - ④調査業務の内容にかかる提言
  - ⑤添付資料
    - 業務フローチャート
    - 業務人月表
    - 調査用資機材等取得明細表
    - 会議記録等
    - 収集資料リスト
    - その他調査活動実績
- ・提出時期：業務終了時
- ・部数：和文 3 部（簡易製本）

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程

本業務は、以下に示す通り 2018 年 10 月中旬より業務を開始し、2019 年 6 月下旬の終了を想定している。

プロポーザル作成にあたっては、第2の「5. 業務の内容」に示す事項を効率的に実施するための具体的な工程を作成して提案すること。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

合計 11.5M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務では、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定している。コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (1) 総括/事業構想（2号）
- (2) 都市インフラ基盤整備計画
- (3) エネルギー・ユーティリティ計画／共同溝開設
- (4) ICT活用計画
- (5) 事業スキーム分析（官民連携、資金調達枠組み等）／投資分析（3号）
- (6) 事業実施組織体制
- (7) 都市開発・市街地整備及び不動産開発関連法・制度、
- (8) マクロ経済分析

#### 3. タイ政府の便宜供与

特になし。

#### 4. 参考・閲覧資料

本業務に関する以下の資料の閲覧については、JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第四課（TEL: 03-5226-9066 もしくは 03-5226-8957）へご連絡下さい。

- ・ 2016 年 8 月実施 第 1 回都市開発ワーキンググループに係る発表資料及び議事録（国土交通省）
- ・ 2016 年 11 月実施 第 2 回都市開発ワーキンググループに係る発表資料及び議事録（国土交通省）
- ・ 2017 年 1 月実施 第 3 回都市開発ワーキンググループに係る発表資料（国土交通省）



## 5. 再委託（現地・国内）

本調査では現地再委託を想定していないが、必要に応じてプロポーザルで再委託を提案することを認める。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している評者の候補名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、再委託は本見積に含めること。

## 6. その他の留意事項

### (1) 複数年度契約

本調査は複数年度にわたる契約を締結することとする。

### (2) 安全管理

現地作業開始に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA タイ事務所、在タイ日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

### (4) 適用する約款

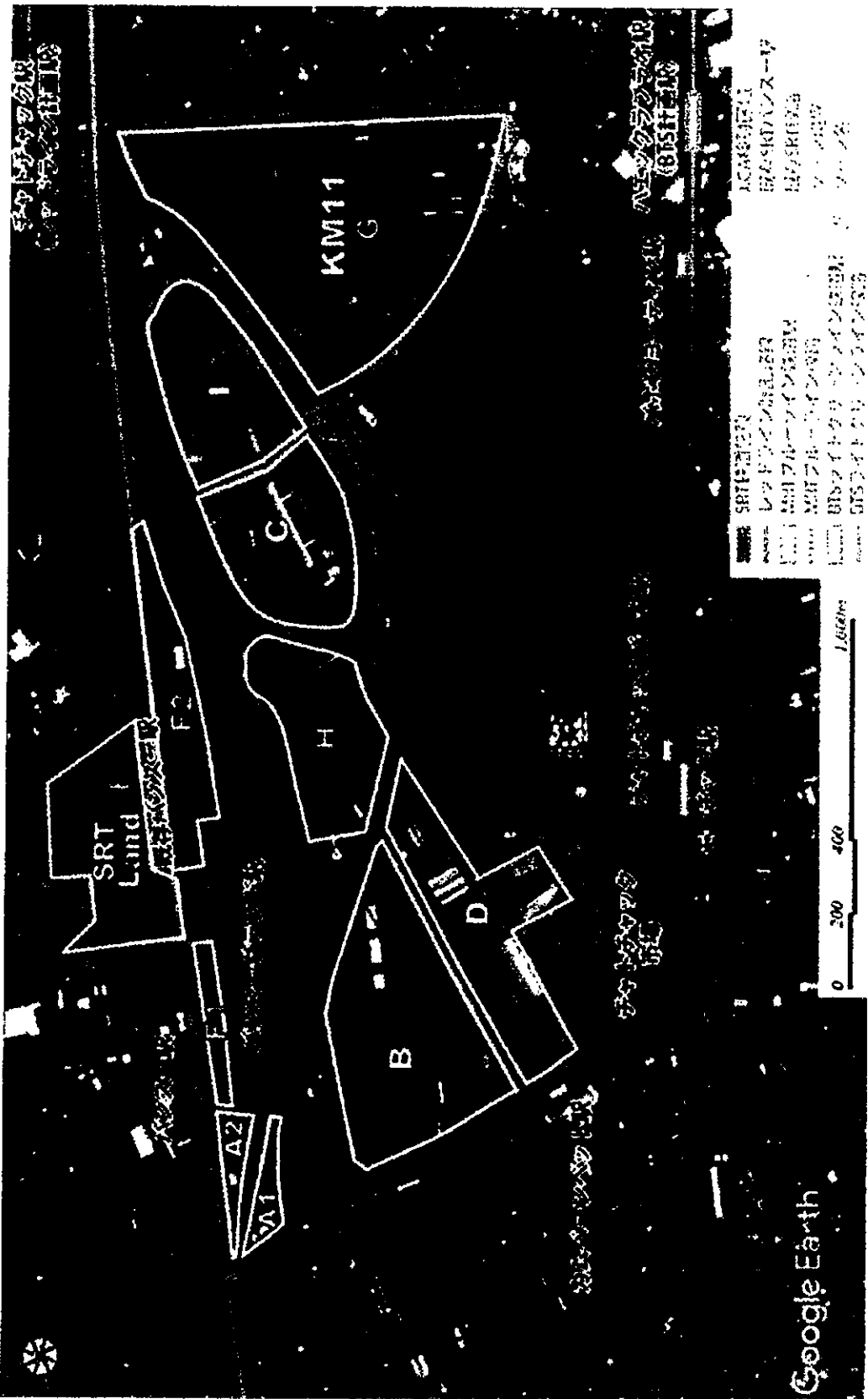
本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している

以上



# バンスー地区 地図

別添2



A1: 1.53ha  
 A2: 1.43ha  
 B: 11.68ha  
 C: 13.85ha  
 D: 13.24ha  
 KM11: 52.06  
 SRT Land: 不明

